

平尾台地区鉱物採取事業に係る環境影響評価準備書に対する
環境の保全の見地からの意見

1 環境影響評価項目の選定について

環境省が作成したレッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅰ類に指定されているオオウラギンヒョウモンが事業実施区域及びその周辺において確認されたという報告があるため、オオウラギンヒョウモンの生息状況の調査を実施すること。調査方法及び調査時期については、学識経験者の助言及び指導を受けた上で決定すること。

2 調査、予測及び評価の手法について

小清水に係るタンクモデルにおいて算出された流量は、実際の流量との相関性が低い
ため、準備書に記載している予測及び評価の内容が適当であるか判断できない。予測及
び評価の手法について学識経験者等の助言及び指導を受けた上で見直し、実施すること。

3 環境保全措置について

(1) 濁水の処理について

本事業の実施により発生する濁水の処理方法として、既存の沈殿池に加え、新たに沈
殿池を1基設置することとしているが、この措置では湧水中に含まれる粒度の小さな土
砂が除去できるか懸念されるため、事業着手後、沈殿土砂の浚渫等の維持管理作業及び
沈殿池出口の水質監視を定期的実施し、当該沈殿池による濁水処理について一定の効
果が見られない場合には、新たな濁水処理の方法を検討し、追加して講じること。濁水
処理の方法の選定については、学識経験者及び水利権者等の助言及び指導を受けること。

また、準備書の6. 5-37ページにおいて、「本事業の実施が営農活動に影響を及
ぼさないように」と記載しているが、湧水が流入する東谷川は営農活動に限らず、水生
生物にとっても保全すべきで河川環境であることを認識し、評価書には「河川環境の劣
化を引き起こさないように」と記載すること。

(2) 地形及び地質について

事業実施区域内の掘削作業実施時に、区域内から新たな洞穴が発見された場合には、
洞穴の現状保存等の措置の必要性について、学識経験者等と協議すること。

4 事後調査について

(1) 地下水について

今回実施された調査の結果においては、事業実施区域の詳細な地下水位が明らかになっていないため、事業の中間期にあたる事業着手から40年目に再度地下水位の調査を実施し、事業の実施に伴う周辺環境への影響が懸念される場合には、必要な環境保全措置を講じること。

また事業着手後には、大清水、小清水及び白谷における流量を定期的に監視すること。

(2) 動物及び生態系について

準備書において、動物及び生態系については環境影響の程度が重大となるおそれは小さいと判断し、事後調査は実施しない旨が記載されているが、生息場所及びその周辺の環境の変化が動物及び生態系に与える影響を無視することができないため、事後調査に係る計画を策定し、調査を実施すること。

(3) レビューについて

本事業は長期間にわたる鉱物採取事業であることから、事後調査の結果を勘案の上、今回実施された環境影響評価の予測結果についてレビューを行い、その結果を踏まえ、事業の工程等の変更を含め、環境保全上必要な措置を講じること。